

統一的な基準による地方公会計マニュアルの改正案

統一的な基準による地方公会計マニュアルの改正案

- 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、これまで数回にわたりQ&Aや注記例を追加。
- 実務の進展に伴い生じた問い合わせ等を踏まえ、修正すべき点を整理・検討した上で、改正予定。

(主な改正案)

No.	記載場所	現行	改正案														
1	財務書類作成要領本文 197段落	(1)財源の明細については、税収等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。	(1)財源の明細については、税収等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。 資本的補助金は、資産形成に充当した補助金をいい、資金収支計算書の投資活動収入の国県等補助金収入と「財源情報の明細」の有形固定資産等の増加の財源としての国県等補助金の数字が基本的に一致します。 経常的補助金は、資本的補助金以外をいいます。														
2	財務書類作成要領本文 209段落、 210段落	209.貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいいます。 210.貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいいます。	209.貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいい、 投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等をいいます。 210.貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいい、 投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等をいいます。														
3	財務書類作成要領別表6-2	<table border="1"> <tr> <td>火災保険料</td> <td>PL</td> <td>その他(その他の業務費用)</td> <td>CF</td> <td>物件費等支出</td> </tr> <tr> <td>自動車損害保険料</td> <td>PL</td> <td>その他(物件費等)</td> <td>CF</td> <td>物件費等支出</td> </tr> </table>	火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出	自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出	火災保険・自動車損害保険料等 PL その他(その他の業務費用) CF その他の支出(業務費用支出)				
火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出													
自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出													
4	財務書類作成要領別表6-3	<table border="1"> <tr> <td>CF</td> <td>資産売却収入</td> <td>BS</td> <td>棚卸資産</td> </tr> </table>	CF	資産売却収入	BS	棚卸資産	別表7-1の5の下に次を加える。 <table border="1"> <tr> <td>当初仕訳</td> <td>CF</td> <td>その他の収入(業務)</td> <td>PL</td> <td>その他(経常収益)</td> </tr> <tr> <td>整理仕訳</td> <td>PL</td> <td>その他(その他の業務費用)</td> <td>BS</td> <td>棚卸資産</td> </tr> </table>	当初仕訳	CF	その他の収入(業務)	PL	その他(経常収益)	整理仕訳	PL	その他(その他の業務費用)	BS	棚卸資産
CF	資産売却収入	BS	棚卸資産														
当初仕訳	CF	その他の収入(業務)	PL	その他(経常収益)													
整理仕訳	PL	その他(その他の業務費用)	BS	棚卸資産													
5	連結手引き附属明細書	<table border="1"> <tr> <td>本年度末 減価償却累計額 (E)</td> <td>本年度償却額 (F)</td> <td>差引本年度末残高 (D)-(E) (G)</td> </tr> </table>	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)	<table border="1"> <tr> <td>本年度末 減価償却累計額 (E)</td> <td>本年度償却額 (F)</td> <td>本年度末 減損損失累計額 (G)</td> <td>本年度減損額 (H)</td> <td>差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)</td> </tr> </table>	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	本年度末 減損損失累計額 (G)	本年度減損額 (H)	差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)						
本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)															
本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	本年度末 減損損失累計額 (G)	本年度減損額 (H)	差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)													
6	Q&A集 8月18日追加	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。(中略)なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、 マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算するものとします。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分され、 構成団体の貸借対照表の退職手当組合にかかる基金に加算されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱い(構成団体の全体財務書類作成段階で連結したとみなす)をしていること。	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。(中略) なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、 すでに持分相当のマイナスが一般会計等財務書類に計上されていますので、上記の計上作業は不要となります。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱いをしていること。 ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。														

【改正】

No.	記載場所		現行	改正案	理由																																																								
1	基礎知識	様式第2号	<table border="1"> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純経常行政コスト</td> <td>△570</td> </tr> <tr> <td>臨時損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除売却損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損失補償等引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純行政コスト</td> <td>△570</td> </tr> </table>	経常収益		使用料		その他		純経常行政コスト	△570	臨時損失		災害復旧事業		資産除売却損		投資損失引当金繰入額		損失補償等引当金繰入額		その他		臨時利益		資産売却益		その他		純行政コスト	△570	<table border="1"> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純経常行政コスト</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>臨時損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除売却損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損失補償等引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純行政コスト</td> <td>570</td> </tr> </table>	経常収益		使用料		その他		純経常行政コスト	570	臨時損失		災害復旧事業		資産除売却損		投資損失引当金繰入額		損失補償等引当金繰入額		その他		臨時利益		資産売却益		その他		純行政コスト	570	純経常行政コスト及び純行政コストの表記が「△」となっているが、行政コストであることから、「△」を削除します。
経常収益																																																													
使用料																																																													
その他																																																													
純経常行政コスト	△570																																																												
臨時損失																																																													
災害復旧事業																																																													
資産除売却損																																																													
投資損失引当金繰入額																																																													
損失補償等引当金繰入額																																																													
その他																																																													
臨時利益																																																													
資産売却益																																																													
その他																																																													
純行政コスト	△570																																																												
経常収益																																																													
使用料																																																													
その他																																																													
純経常行政コスト	570																																																												
臨時損失																																																													
災害復旧事業																																																													
資産除売却損																																																													
投資損失引当金繰入額																																																													
損失補償等引当金繰入額																																																													
その他																																																													
臨時利益																																																													
資産売却益																																																													
その他																																																													
純行政コスト	570																																																												
1	本文	118段落	棚卸資産は、売却を目的として保有している資産をいいます。	棚卸資産は、商品・製品・半製品・仕掛品等をいい、販売用として所有する土地等も含まれます。	記載を一致させるため、「売却を目的として保有している資産」という記載を台帳手引き100段落と同様にします。																																																								
2	本文	126段落	C)特別職に属する職員の退職手当引当金 当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額	C)特別職に属する職員の退職手当引当金 当該職員全員が当該年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額	「当年度の前年度の」が記載誤りのため、修正します。																																																								
3	本文	152段落	所有外資産とは、他団体及び民間への補助金等により整備された資産であり、他団体への公共施設等整備補助金等は資産形成にあつた分を記載します。	所有外資産とは、当該地方公共団体において直接実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出である場合であつて、決算統計上の補助費に含めず、普通建設事業費に計上したものと同一になります。	所有外資産の定義が分かりづらいため、決算統計21表の定義と同じにします。																																																								
3	本文	197段落	(1)財源の明細については、税込等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。	(1)財源の明細については、税込等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。 資本的補助金は、資産形成に充当した補助金をいい、資金収支計算書の投資活動収入の国県等補助金収入と「財源情報の明細」の有形固定資産等の増加の財源としての国県等補助金の数字が基本的に一致します。 経常的補助金は、資本的補助金以外をいいます。	「(1)財源の明細」における資本的補助金と経常的補助金の説明を加え、他の書類との関連性を明確にします。																																																								
4	本文	209段落、210段落	209.貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいいます。 210.貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいいます。	209.貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等をいいます。 210.貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等をいいます。	「開始貸借表について、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載」とあるが、開始後については記載がないため、開始後も同様の項目を固定資産等の変動に記載する旨を追加します。 貸付・基金等の増減に貸借対照表の投資その他の資産の本年度分から作成する旨を記載します。																																																								
5	附属明細書	(1)資産項目の明細 ②有形固定資産の行政目的明細	消防	消防・警察	警察関係について入力する欄を示します。																																																								
6	別表6-2	7. 賃金	物件費(人件費に計上されるものを除く)	物件費(人件費に計上される臨時職員給与及び事業支弁に係る賃金を除く)	予算科目上人件費に計上した賃金は職員給与費とし、物件費に計上した賃金は物件費に計上するという趣旨をより明確にします。																																																								
7	別表6-2	12. 役務費 火災保険料 自動車保険料	火災保険料 PL その他(その他の業務費用) CF 物件費等支出 自動車損害保険料 PL その他(物件費等) CF 物件費等支出	火災保険・自動車損害保険料等 PL その他(その他の業務費用) CF その他の支出(業務費用支出)	火災保険料と自動車損害保険に違いを持たせている意義が少ないため、保険料を統一します。																																																								
8	財務書類作成要領	別表6-2 11. 需用費 修繕料	修繕料 PL 物件費(家屋等の修繕で維持修繕費に計上されるものを除く) CF 物件費等支出	別表6-4の職員手当等の下に以下を加える。 修繕料 1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、建物等、科目を特定する 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PL物件費として処理する。 (例)建物 BS 建物 CF 公共施設等整備支出 (例)資産形成以外 PL 物件費(家屋等の修繕で～) CF 物件費等支出	資産となる支出(建物の価値が上昇するもの等)が含まれるので、複数仕訳ありとします。																																																								
9	別表6-2	補償、補てん及び賠償金	22.補償、補填及び交付金 PL その他(移転費用) CF その他の支出(移転費用支出)	別表6-4の貸付金の下に以下を加える。 補償、補填及び交付金 1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、土地等、科目を特定する 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PLその他(移転費用)として処理する。 (例)土地 BS 土地 CF 公共施設等整備支出 (例)資産形成以外 PL その他(移転費用) CF その他の支出(移転費用支出)	資産となる支出(土地取得の際の物件移転補償等)が含まれるので、複数仕訳ありとします。																																																								

10		別表6-3	国庫支出金 都道府県支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に 支出 したものが特定する。	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に 充当 したものが特定する。	文言の誤りのため、訂正します。
11		別表6-3	生産物売却収入	CF 資産売却収入 BS 棚卸資産	別表7-1の5の下に次を加える。 当初仕訳 CF その他の収入(業務) PL その他(経常収益) 整理仕訳 PL その他(その他の業務費用) BS 棚卸資産	生産物売却収入は棚卸資産の売却であり、投資活動収入ではないことから業務収入にします。
12		別表6-4	償還金、利子及び割引料 P68	1年以内償還予定地方債元本償還 BS 1年以内償還予定地方債 CF 地方債償還支出	1年以内償還予定地方債元本償還 BS 1年以内償還予定地方債 CF 地方債償還支出	勘定科目の名称が誤っているため、訂正します。
13		別表6-4	積立金	BS その他(流動資産) CF 基金積立金支出	BS その他(基金) CF 基金積立金支出	「その他の基金・積立金」の仕訳の借方について「BSその他(流動資産)」を「BS基金その他(固定資産)」に訂正します。
14		別表6-4	繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の 取崩 である場合に分け、後者については、基金を特定する。	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の 積立 である場合に分け、後者については、基金を特定する。	「繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の取崩である場合に分け、後者については、基金を特定する。」について、「取崩」を「積立」に訂正します。
15		別表7-2	12 ④ P71	(例)元本額100 売却額70 売却損 28	(例)元本額100 売却額70 売却損 30	金額の誤りのため、訂正します。
16		別表7-4	17	BS 預り金 BS 本年度歳計外現金増減額	BS 預り金 CF 本年度歳計外現金増減額	「BS 本年度歳計外現金増減額」を「CF 本年度歳計外現金増減額」に訂正します。
17		別表7-5	36	BS 地方債 BS 1年以内償還予定地方債	BS 地方債 BS 1年以内償還予定地方債	勘定科目の名称が誤っているため、訂正します。
18		別表7-5	28	BS 投資損失引当金 PL その他(経常収益)	BS 投資損失引当金 PL その他(臨時利益)	勘定科目の名称が誤っているため、訂正します。
19		本文	68段落	特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権は、耐用年数省令に定める償却資産として、定額法により減価償却を行い、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上します(56段落のとおり備忘価額なし)。なお、計上にあたっては、重要性の観点から金額が少額のもの等については、計上しないことも合理的な処理と考えられます。例えば「相続税財産評価に関する基本通達」においては、課税時期後において取得すると見込まれる補償金額が50万円に満たないと認められる特許権、実用新案権、意匠権や商標権は評価しないこととされています。	特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権を計上します。うち、特許権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、育成者権は、耐用年数省令に定める償却資産として、定額法により減価償却を行い、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上します(56段落のとおり備忘価額なし)。なお、計上にあたっては、重要性の観点から金額が少額のもの等については、計上しないことも合理的な処理と考えられます。例えば「相続税財産評価に関する基本通達」においては、課税時期後において取得すると見込まれる補償金額が50万円に満たないと認められる特許権、実用新案権、意匠権や商標権は評価しないこととされています。	耐用年数省令に掲載されていない資産まで記載されているので、うち、特許権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、育成者権は減価償却する旨に変更します。
20	台帳手引き	本文	93段落	満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。	満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、強制評価減を行わない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。	満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格があるものについて「市場価格によって評価しない場合」という意味がわかりづらくなっているので、「強制評価減を行わない場合には」に変更します。
21		本文	96段落	出資金のうち、市場価格があるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。	出資金のうち、市場価格があるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。	洗替方式しか記載がないため、切放し方式によっていることを記載します。
22		附属明細書	(1)資産項目の明細 ①有形固定資産の明細 P35	本年度末減価償却累計額(E) 本年度償却額(F) 差引本年度末残高(D)-(E)-(G)	本年度末減価償却累計額(E) 本年度償却額(F) 本年度末減損損失累計額(G) 本年度減損額(H) 差引本年度末残高(D)-(E)-(G)-(I)	減損損失累計額の欄がないので訂正します。
23	台帳手引き	附属明細書	有形固定資産の行政目的別明細 P35	総務 合計	総務 その他 合計	収益事業が存在するため、訂正します。

24	連結予5引き	2. 読替方針の解説	【地方独立行政法人PL】 2. 経常収益 P.108	②受託収入、補助金等収入、財源措置予定額収益、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。ただし、国県等からの補助金等収入については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。	②受託収入、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。	「②受託収入、補助金等収入、財源措置予定額収益、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。ただし、国県等からの補助金等収入については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。」のうち、「補助金等収入、財源措置予定額収益」と「国県等からの補助金等収入については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。」がPL項目ではないため、削除します。																											
25			【公益社団・財団PL】 1. 経常収益 P.129	③受取補助金等については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。なお、純資産変動計算書への計上と二重計上とならないように留意する。	③受取補助金等については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。	実態として二重計上になるおそれがないため、削除します。																											
26		2. 財務書類作成要領	10	余剰分(不足分)とは、当該地方公共団体が費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいいます。貸借対照表における余剰分(不足分)には、流動資産(短期貸付金及び基金等を除く)から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額を計上します。貸借対照表における余剰分(不足分)はマイナスとなることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。	余剰分(不足分)とは、当該地方公共団体が費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいいます。貸借対照表における余剰分(不足分)には、流動資産(短期貸付金及び基金等を除く)から負債を控除した額を計上します。貸借対照表における余剰分(不足分)はマイナスとなることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。	前受金等、将来現金等支出が見込まれるものを含まないように読めるため、訂正します。																											
27			14	以下を参考に作成してください。 ①当該明細の「金額」に「純資産変動計算書」の該当金額を計上 ②それぞれの区分にあてた「国県等補助金」及び「地方債」を計上 →補助金は「附属明細書3(1)財源の明細」を参考に計上 →地方債は当年度発行した地方債の区分に基づき計上 ③「その他」に減価償却費等の非資金分及びを計上 ④①～③を踏まえ、「税収等」に、「金額」から「国県等補助金」、「地方債」及び「その他」を合算した額を控除した金額を計上	別紙〇「附属明細書3(2)財源情報の明細の作成方法」を参照ください。	諸収入や繰越金等の計上方法について、記載されているものがないため、記載方法を別紙で示します。																											
28	Q&A集	8月18日追加	402	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。その際の勘定科目は、基金については【貸借対照表】基金(その他)に、退職手当支給準備金は【貸借対照表】退職手当引当金に計上することとします。なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算するものとします。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分され、構成団体の貸借対照表の退職手当組合にかかる基金に加算されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱い(構成団体の全体財務書類作成段階で連結したとみなす)をしていること。ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。その際の勘定科目は、基金については【貸借対照表】基金(その他)に、退職手当支給準備金は【貸借対照表】退職手当引当金に計上することとします。なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算するものとします。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱いをしていること。 ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。	退職手当組合における連結方法について、一般会計等財務書類しかない団体とも連結をすること等から訂正します。																											
29	注記例	8月18日追加	5追加情報 (5)資金収支計算書に係る事項 ②既存の決算情報との関連性	地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(〇〇会計)の分だけ相違します。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>収入(歳入)</td> <td>支出(歳出)</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出決算書</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> <tr> <td>財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> <tr> <td>資金収支計算書</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> </table>		収入(歳入)	支出(歳出)	歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円	財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円	資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円	地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(〇〇会計)の分だけ相違します。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>収入(歳入)</td> <td>支出(歳出)</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出決算書</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> <tr> <td>財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越金に伴う差額</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> <tr> <td>資金収支計算書</td> <td>××× 百万円</td> <td>××× 百万円</td> </tr> </table>		収入(歳入)	支出(歳出)	歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円	財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円	繰越金に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円	資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円	歳入歳出決算書においては、繰越金を計上するため、繰越金に伴う差額が生じる旨を追加します。
	収入(歳入)	支出(歳出)																															
歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円																															
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円																															
資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円																															
	収入(歳入)	支出(歳出)																															
歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円																															
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円																															
繰越金に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円																															
資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円																															
30		5追加情報	(2)⑤基金借入金(繰替運用)	⑤ 基金借入金(繰替運用) 〇〇基金 ×××百万円 〇〇基金 ×××百万円	BS注記であるので、年度末の基金借入金残高の内訳を示すことでよい。 ⑤ 基金借入金(繰替運用)残高 〇〇基金 ×××百万円 〇〇基金 ×××百万円	残高を表示するよう示します。																											

【追加】

No.	記載場所	内容	理由
31	本文	142段落の下に追加 貸借対照表の固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載してください。	開始貸借対照表の固定資産等形成分に関する記載はありますが、開始後については記載がないため、開始貸借対照表と同様の記載とします。
32	財務書類作成要領 別表7-5	追加 ・退職手当組合の積立額が退職手当債務を超過している場合 BS 投資その他の資産(その他)／PL 経常収益(その他) ・当該資産が減少する場合 PL 人件費(職員給与費)／BS 投資その他の資産(その他)	構成団体の財務書類において退職手当組合の積立額が退職手当債務を超過している場合を追加します。
33	附属明細書	(2)負債項目の明細 ①地方債(借入先別)の明細 表の下に以下の文言を追加する。 ※ 【通常分】は資産形成のための地方債、【特別分】は資産形成以外の地方債をいいます。	「(2)負債項目の明細 ①地方債(借入先別)の明細」において、「【通常分】」及び「【特別分】」の各項目にどの地方債を記載するのか分からないため、【通常分】及び【特別分】の定義を示します。
34	附属明細書	(2)負債項目の明細 ④特定の契約条項が付された地方債の概要 表の下に以下の文言を追加する。 ※ 特定の契約条項とは、特定の条件に合致した場合に支払金利が上昇する場合等をいいます。	特定の契約条項の定義を追加します。
35	Q&A集 2. 財務書類作成要領	追加 国県等補助金の返還金は、当該年度分については「NW国県等補助金／CF国県等補助金収入(業務又は投資)」と仕訳するとありますが、過年度分の返還金についてはどのような仕訳になるのでしょうか。	過年度の修正と考えられるため、次のとおりとなります。 【行政コスト計算書】その他(その他の業務費用)／【資金収支計算書】その他(業務費用支出)

【その他】

No.	記載場所	内容	理由
-	-	Q&Aの追加や注記例の追加をマニュアルに反映させる。	複数回にわたり追加をしたため、見にくくなっているため、修正します。

(2)財源情報の明細

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト	PL及びNW 純行政コスト	【A】 (合計-(【B】+【C】))	【D】 (合計-(【E】+【F】))	【G】 (合計-(【H】+【I】))	【J】 非資金取引
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	【B】 CF 投資の国県補助金 (【C】を除く)	【E】 CF 地方債収入のうち 固定資産に係るもの (【F】を除く)	【H】 金額-(【B】+【E】+【K】)	【K】 【B】【E】以外の特定財源 (貸付金元金回収収入など)
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	【C】 CF 投資の国県補助金 のうち貸付金、基金等に 係るもの	【F】 CF 地方債収入のうち 貸付金、基金等に係るもの	【I】 金額-(【C】+【F】+【L】)	【L】 【C】【F】以外の特定財源 (貸付金元金回収収入など)
その他					
合計	上記の合計	NW 国県等補助金と一 致	CF 地方債収入と一致	NW 税収等-地方債償 還額	上記の合計